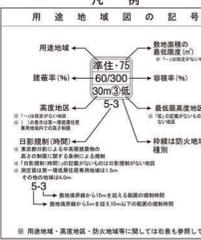
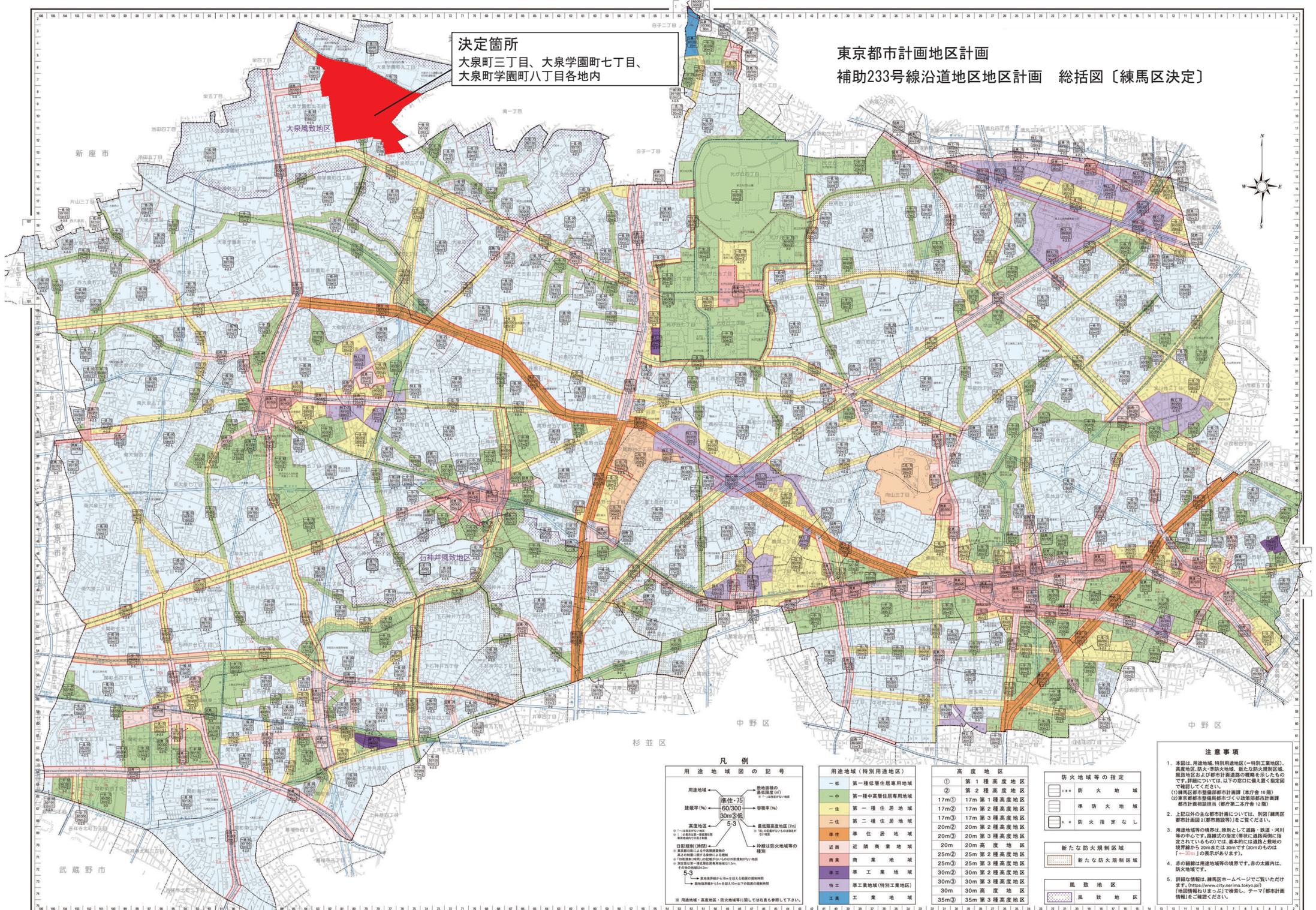


決定箇所

大泉町三丁目、大泉学園町七丁目、大泉町学園町八丁目各地内

東京都市計画地区計画

補助233号線沿道地区地区計画 総括図〔練馬区決定〕



用途地域(特別用途地区)
一低 第一種低層住居専用地域
一中 第一種中高層住居専用地域
一住 第一種住居地域
二住 第二種住居地域
準住 準住居地域
近商 近隣商業地域
商業 商業地域
準工 準工業地域
特工 準工業地域(特別工業地区)
工業 工業地域

高度地区
① 第1種高度地区
② 第2種高度地区
17m① 17m 第1種高度地区
17m② 17m 第2種高度地区
17m③ 17m 第3種高度地区
20m② 20m 第2種高度地区
20m③ 20m 第3種高度地区
20m 20m 高度地区
25m② 25m 第2種高度地区
25m③ 25m 第3種高度地区
30m② 30m 第2種高度地区
30m③ 30m 第3種高度地区
30m 30m 高度地区
35m③ 35m 第3種高度地区



- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画地区等を示したものです。詳細については、以下の表に添えられた決定図を参照してください。
(1)練馬区都市計画部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画部(都庁第二庁舎12階)
2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
3. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。線形式の指定(形状に道路幅員に指定されている)については、基本的に道路幅員の境界線から30mまたは30mです(30mのものには「30m」の表示があります)。
4. 風の規制は用途地域等の境界です。赤の矢印内は、「風致規制」および「風致」で規制し、テーマ「都市計画情報」をご覧ください。
5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)
「施設情報」および「施設」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご覧ください。